

工場立地法の概要

1. 目的 (法第 1 条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

2. 制度の仕組み

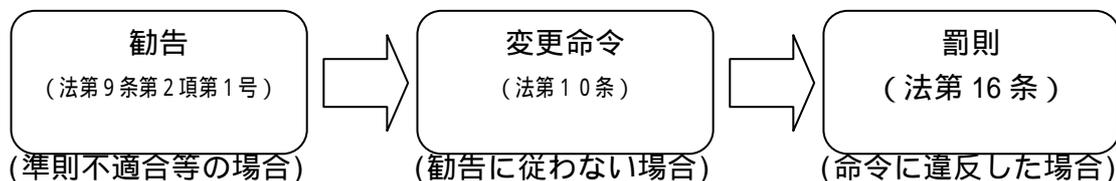
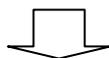
届出(法第 6 条等) : 工場の新設・増設に関する届出義務



工場立地に関する準則の公表(法第 4 条、第 4 条の 2)

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 | 10 ~ 40% |
| (業種によって 10、15、20、30、40%のいずれかになる。) | |
| 2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 | 20% |
| (地方自治体が独自の割合を設定できる幅 (±10%)) | |
| 3. 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 | 25% |
| (地方自治体が独自の割合を設定できる幅 (±10%)) | |

既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



3. 届出対象工場 (特定工場)

業種 : 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)(施行令第 1 条)
規模 : 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上 (施行令第 2 条)

4. 届出先(平成 9 年 1 月 31 日以降)

当該工場が立地している都道府県の知事。ただし、当該工場が政令指定都市内に立地している場合は、政令指定都市の長。

工場敷地



生産施設面積比率の上限が、業種により
10、15、20、30、40%に決められる。

その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫
等）に関する規制はない。



緑地を含む環境施設の面積の割合について

25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

25%のうち緑地20%以上（下欄）。残り

5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、
屋外運動場、広場、一般開放された体育館、企業博物館等）

地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区分ごと
に15～35%の範囲で独自に設定できる。（15%～35%）

緑地の面積の割合について

敷地面積の20%以上

地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区
分ごと10～30%の範囲で独自に設定できる。

